



埼玉県報

第 2756 号
平成 27 年(2015 年)
12 月 11 日
金曜日

目次

告示

- システム運営等業務委託に関する入札公告（情報システム課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（東部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（東部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（利根地域振興センター）
- 管理理容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）
- 管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 春日部都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 上尾都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 春日部都市計画土地地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（熊谷建築安全センター）
- 県立病院の灯油（平成 27 年度 12・1 月分）の購入に関する落札者等の告示（経営管理課）
- 技能検定員等資格審査実施に伴う告示（運転免許課）
- 平成 27 年 12 月 2 日現在における選挙人名簿登録者数の 50 分の 1、3 分の 1 の数等（選挙管理委員会）
- 石くら設置場所における水産動植物の採捕禁止に係る埼玉県内水面漁場管理委員会指示（内水面漁場管理委員会）

告 示

埼玉県告示第千三百七十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
システム運営等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部情報システム課企画・研修担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年10月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社K S Kさいたま技術センター 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1丁目92番地3
- 5 落札金額
72,900,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成27年9月11日

告 示

埼玉県告示第千三百七十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人さくらんぼ

三 代表者の氏名

檜森 淑子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県草加市氷川町二千百十六番地二十フロールビル一B

五 定款に記載された目的

この法人は、人と人とのつながりや暖かさを大切にし、相互扶助の精神に基づいて子育て家庭支援事業を展開し、地域の子育て情報の発信と子育て家庭支援の拠点として子どもが健やかに育つことができるまちづくりをめざして活動することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百七十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人視覚障がい者支援協会・ひかりの森

三 代表者の氏名

松田 和子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市弥生町一丁目九番地山崎ビル二F

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として視覚障がい者が自立して社会参加・社会貢献するために相談事業、生活訓練事業、啓発事業などを行い、一人でも多くの視覚障がい者を支援し、広く社会に貢献し公共の福祉に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百七十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月三日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人地域教育ネットワーク

三 代表者の氏名

笠松 直美

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市広瀬台一丁目二十八番十四号

五 定款に記載された目的

この法人は、狭山市内外において、子育て支援事業や講座を通して、インターネット社会における子育てや家庭教育の向上と子供達の健全育成に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百八十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年十二月二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人風杜舎
- 三 代表者の氏名
小見 通哉
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県白岡市下大崎一四四六番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者や支援を必要とする人に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害福祉サービス事業などを通して、誰もが安心して暮らせる事業所を目指し、地域社会の形成に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百八十一号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により、
管理理容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

平成二十七年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習日程及び講習会場

イ 平成二十八年五月二十三日から五月三十一日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

ロ 平成二十八年十一月十四日から十一月二十一日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

三 受講料

一万八千円

告 示

埼玉県告示第千三百八十二号

美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により、
管理美容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

平成二十七年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習日程及び講習会場

イ 平成二十八年五月二十三日から五月三十一日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

ロ 平成二十八年十一月十四日から十一月二十一日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

三 受講料

一万八千円

告 示

埼玉県告示第千三百八十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

武蔵藤沢トーセイビル

埼玉県狭山市大字水野字本堀千三百十二番地一、千三百七番地四、千三百十二番地三

埼玉県入間市東藤沢二丁目四番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前） 武蔵藤沢商業施設
（変更後） 武蔵藤沢トーセイビル

ハ 変更年月日

平成二十七年九月三十日

ニ 届出年月日

平成二十七年十二月二日

二 縦覧期間

平成二十七年十二月十一日から平成二十八年四月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十二月十一日から平成二十八年四月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千三百八十四号

測量計画機関である吉川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

吉川市

二 作業種類

公共測量（デジタル撮影）

三 作業地域

吉川市全域

四 作業期間

平成二十七年十一月四日から平成二十八年三月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第千三百八十五号

測量計画機関である松伏町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

松伏町

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量）

三 作業地域

松伏町東部

四 作業期間

平成二十七年十月三十日から平成二十八年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第千三百八十六号

春日部市から春日部都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百八十七号

上尾市から上尾都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百八十八号

春日部市から春日部都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十七年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十二月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十七年十一月二十五日

指令川建セ第二五〇一二四一号

二 検査済証番号

平成二十七年十二月四日

川建セ第二七〇七二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林字榎町八百六十六番六の一部、八百六十八番二の一部、八百六十八番三、八百六十八番四、八百六十九番一、八百六十九番二、八百六十九番三、八百七十番一、八百九十五番二の一部、八百九十六番一、八百九十六番二、八百九十六番三、八百九十六番四、八百九十六番五、八百九十六番六の一部、八百九十七番一、八百九十八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字平沼千百七十五番地

川島町 川島町長 飯島 和夫

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十二月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年四月十五日

指令川建セ第二六〇一三〇〇号

二 検査済証番号

平成二十七年十二月四日

川建セ第二七〇〇六九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字都五十三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県秩父郡東秩父村大字大内沢千四百四十四番地

落合 次夫

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年十二月十一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

指定番号	第二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年十月一日
指定に係る道路の位置	<p>深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域内十四街区一画地地先から十四街区十一画地地先まで、十七街区一画地地先から十七街区二画地地先まで</p> <p>深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域内十四街区一画地地先から十七街区一画地地先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>二十三・〇〇</p> <p>十二・〇〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>八・〇〇</p> <p>二・九〇</p>

告 示

埼玉県病院事業告示第七十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
灯油 JIS 1号 197,900リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当
埼玉県熊谷市板井 1696 番地
 - (2)埼玉県立精神医療センター事務局管財担当
埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地 2
- 3 落札者を決定した日
平成 27 年 11 月 25 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社齋徳商店
埼玉県羽生市中央四丁目 2 番 22 号
- 5 落札金額
52.11 円 (1リットル当たり単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 27 年 10 月 30 日

告 示

埼玉県公安委員会告示252号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに同法第99条の3第4項第1号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

平成27年12月11日

埼玉県公安委員会委員長 阿部 理一郎

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 牽引^{けん}免許に係る技能検定員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査

- キ 牽引免許に係る教習指導員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 審査期日等

(1) 期日

ア 論文審査

平成28年1月12日（火）

イ 技能審査

平成28年1月16日（土）、1月26日（火）、1月27日（水）、1月28日（木）及び
1月29日（金）

ウ 面接審査

平成28年2月3日（水）、2月4日（木）及び2月5日（金）

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請期間

平成27年12月11日（金）から12月25日（金）までの間
（日曜日及び土曜日並びに12月23日（水）を除く。）

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線241）

告示

埼玉県選管告示第七十六号

平成二十七年十二月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十七年十二月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一八、六六四人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八四一、六四七人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 草加市	六五、九〇七人
南第二区 川口市	一四四、三〇四人
南第三区 さいたま市西区	二三、六一七人
南第四区 さいたま市北区	三八、七二一人
南第五区 さいたま市大宮区	三一、三〇六人
南第六区 さいたま市見沼区	四三、二九三人
南第七区 さいたま市中央区	二六、六一五人
南第八区 さいたま市桜区	二五、五四六人
南第九区 さいたま市浦和区	四一、六九三人
南第十区 さいたま市南区	四八、〇〇〇人

南第十一区	さいたま市緑区	三一、二八七人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三〇、三九八人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七三、四一六人
南第十四区	桶川市	二〇、六四三人
南第十五区	北本市	一九、〇二三人
南第十六区	鴻巣市	三二、八一一人
南第十七区	志木市	一九、八七二人
南第十八区	新座市	四三、九八七人
南第十九区	蕨市	一九、五〇七人
南第二十区	戸田市	三四、二九八人
南第二十一区	朝霞市	三五、九四九人
南第二十二区	和光市	二一、四〇八人
西第一区	所沢市	九三、九七七人
西第二区	入間市	四〇、八一九人
西第三区	飯能市	二二、四五〇人
西第四区	狭山市	四二、六三九人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四〇、三二〇人
西第六区	富士見市	二九、五七七人
西第七区	川越市	九四、五八三人
西第八区	日高市	一五、五二九人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一七、四四六人
西第十区	坂戸市	二七、二八二人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、〇二八人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三六、〇二八人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二二、二五四人
北第一区	秩父市	一七、九九三人
北第二区	横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村	一一、七九二人
北第三区	本庄市・神川町・上里町	三三、三三五人
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	五二、〇二二人
北第五区	熊谷市	五四、九一〇人
東第一区	行田市	二三、〇八三人
東第二区	羽生市	一五、一七二人
東第三区	加須市	三一、三九三人
東第四区	久喜市	四二、六七四人

東第五区	蓮田市	一七、四一八人
東第六区	白岡市・宮代町	二三、五八八人
東第七区	春日部市	六五、四三三人
東第八区	越谷市	九〇、三八六人
東第九区	八潮市	二二、八三九人
東第十区	三郷市	三七、一一九人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二七、四六五人
東第十二区	吉川市・松伏町	二六、六一四人

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十七年十二月十一日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 會 田 勝 美

一 指示内容

次に掲げる地点の石くら（石を積みあげて空間を確保した構造物）設置場所においては、水産動物を採捕してはならない。

ただし、水産多面的機能発揮対策事業により石くらを設置した活動組織がモニタリングのため採捕する場合は、この限りでない。

槻川（埼玉県比企郡小川町槻川水管橋から上流百四十メートルの地点）

高麗川（埼玉県日高市獅子岩橋上流端から上流百四十メートルの地点）

入間川（埼玉県入間市新豊水橋上流端から上流四百三十メートルの地点）

二 指示期間

平成二十七年十二月十一日から平成二十八年三月三十一日まで